

【ニューカレドニア】外出禁止令の緩和について(10月11日(月)から)(新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

●10月11日(月)から、現在の厳格な外出禁止令が一部緩和されます。夜間外出禁止令(Couvre-feu)は続きますが、時間が午後10時から午前5時までに変更になります。

●最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。

【本文】

1 10月11日(月)から、ガイドラインにより、現在の厳格な外出禁止令が一部緩和されます。許可された外出には外出証明書は不要になります。夜間外出禁止令(Couvre-feu)は続きますが、時間が午後10時から午前5時までに変更になります。マスク着用義務、バリアジェスチャーの遵守、テレワークは引き続き推奨されます。

(1)ガイドラインにより再開・継続される経済活動

商店、外出制限中にも許可されている活動、朝市(10月9日から)、交通機関(ライ、タネオ、スクールバス)

(2)衛生パスとガイドラインにより再開される経済活動

レストラン、商業施設のスポーツ・ジム、美術館・文化施設、個人向けサービス(ヘアサロンなど)、交通機関(国内航空、船)

(3)規制対象となる経済活動

個人でのウォータースポーツ、屋外でのグループでの運動や集会(最大10名まで)、食糧確保のための狩猟や釣り

(4)11日以降も引き続き禁止されるもの

ナカマル、バーやクラブ、劇場や映画館、スポーツ競技、10人を超えるグループでの運動や集会、セーリング、プレジャーボート、プール、ゲームセンター、カジノなど

(5)教育施設は10月11日(月)から段階的に再開。

詳細は以下政府ウェブサイトをご参照ください。

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/07-10_evolution_des_mesures_11-17_oct_v6.pdf

2 10月11日(月)から、フランス本土で実施されている衛生パス(Pass Sanitaire)がニューカレドニアでも導入されます。これにより、特定の場所や経済活動にアクセスすることが可能になります。このパスを取得するには、完全なワクチンの接種証明、72時間以内の陰性検査証明、コロナからの回復証明のいずれかが必要です。

詳細は以下政府ウェブサイトをご参照ください。

<https://gouv.nc/pass-sanitaire>

3 最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。また、政府は以下のフリーダイヤルを設けていますので、必要に応じご利用ください。

・発熱や咳がある場合のフリーダイヤル 05 02 02（午前8時から午後5時）

（15番(救急車)への電話は生命に関わる緊急事態のみ）

・規制についてのフリーダイヤル 26 63 26（月曜日から金曜日の午前8時から午後4時）

○ニューカレドニア政府ホームページ(新型コロナウイルス関連)

<https://gouv.nc/coronavirus>

【参考になるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

・10月3日発表(外出禁止令の延長)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20211003nc.pdf>

・9月18日発表(外出禁止令の延長)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210918nc.pdf>

・9月15日発表(夜間外出禁止令等)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210915nc.pdf>

・9月9日発表(ワクチン情報)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210909nc.pdf>

・9月7日発表(外出禁止令の発令)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210907nc.pdf>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

○在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>